



第5章 本市の数値目標等

計画期間内における児童の推計人口

子ども・子育て支援法においては、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を設定することとしています。

本市では、これらの基礎データとするため、計画期間内の子どもの推計人口を算出しました。

量の見込みとは・・・

今後、本市において見込まれる各子育て支援サービスの需要量です。
2018(平成30)年度に就学前児童や小学生児童の保護者を対象に実施した市民ニーズ調査の結果や直近の実績値等を参考として算出しています。

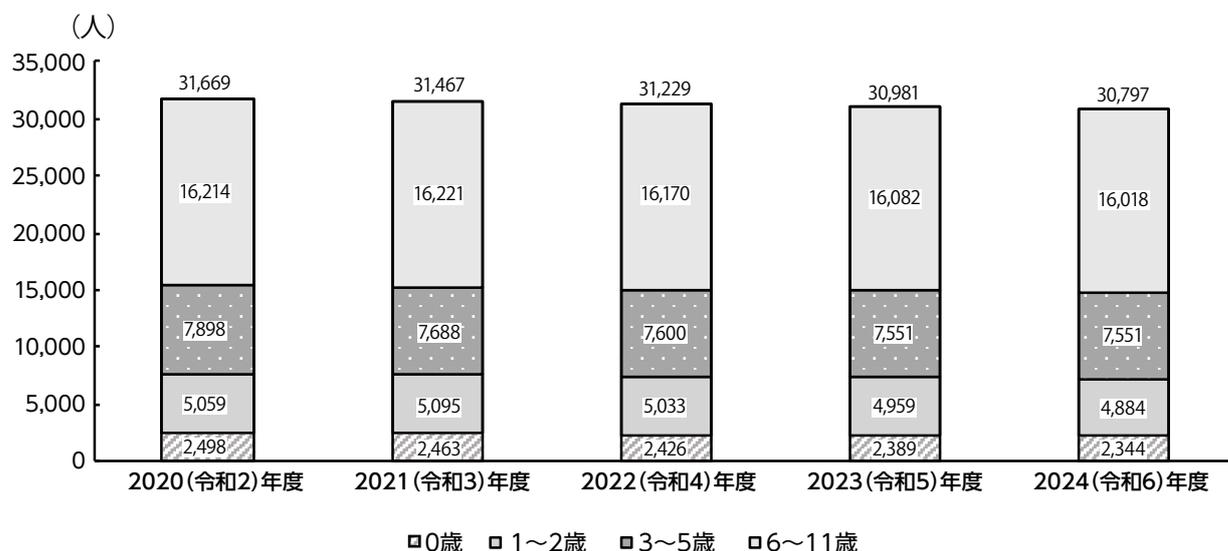
確保方策とは・・・

「量の見込み」を満たすために、計画期間内において、市等が提供する各子育て支援サービスの供給量です。

【推計人口の算出方法】

2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの各年度の1月1日現在の住民基本台帳の人口をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童及び小学生児童の推計人口（各年度1月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、それぞれの利用実態に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

（1）教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条及び同法に基づく基本指針において、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して設定することとしています。

また、子ども・子育て支援法において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」は、教育・保育提供区域ごとに記載することとなっています。

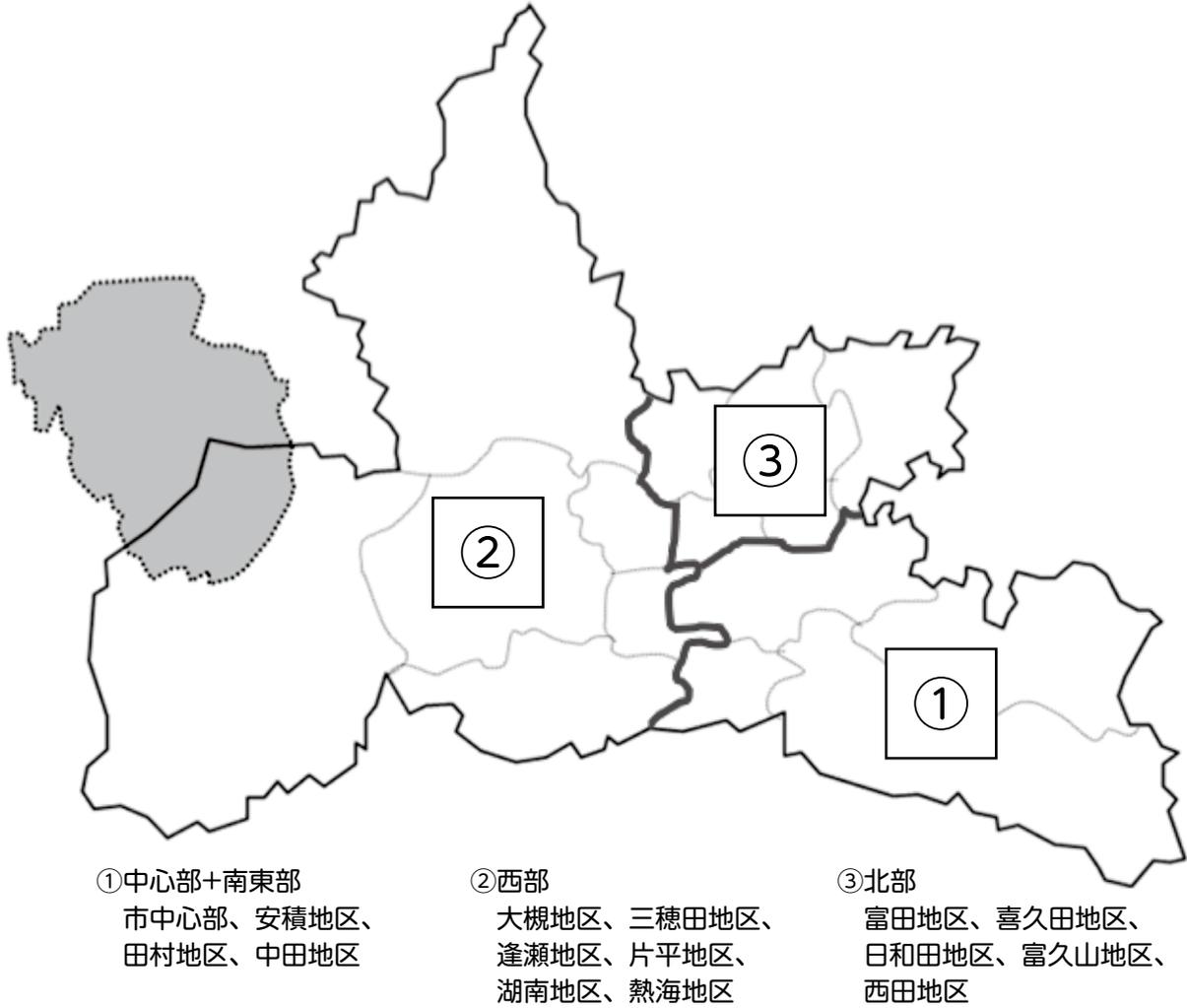
（2）本市における教育・保育提供区域の考え方

本市では、教育・保育提供区域の設定にあたり以下の4点をポイントとして、次のとおり設定します。

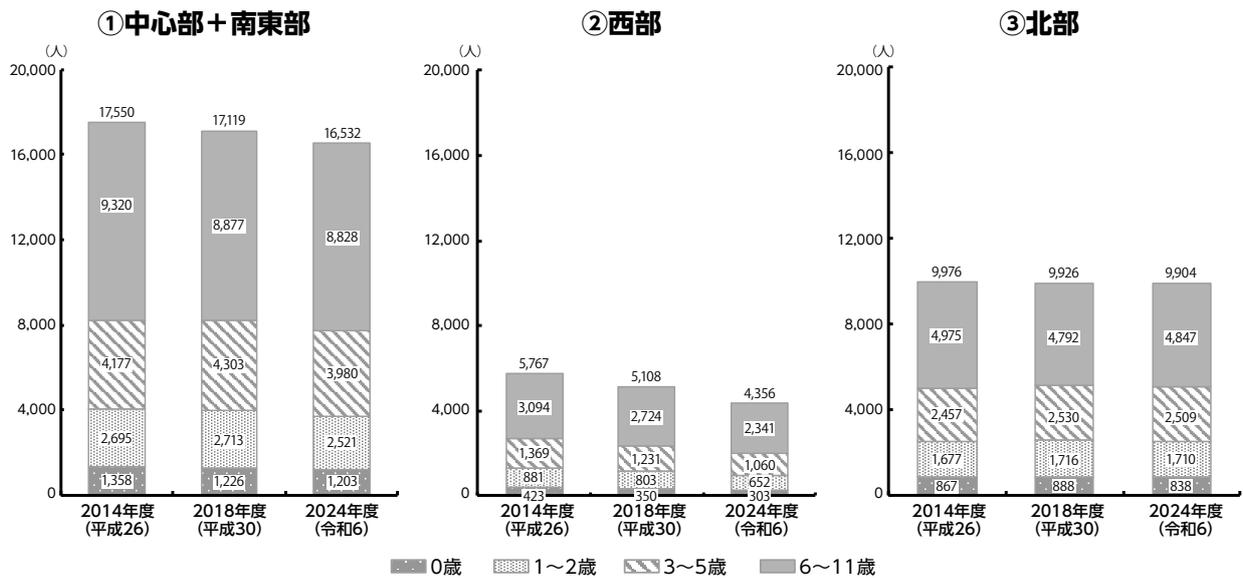
- 1 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定
- 2 現在の保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できるような区域設定
- 3 居住エリア以外(通勤途上等)での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定
- 4 利用者の各施設・事業に対する多様なニーズへ対応できるような区域設定

なお、利用者は、居住区域に関わらずどの区域の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）でも利用することができます。

【設定区域】



就学前児童数及び小学生児童数の推移



(3) 各事業等の区域設定

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なることから、子どもの認定区分ごと又は事業ごとに区域を設定します。

【事業等ごとの提供区域】

区分	事業	区域
教育・保育	教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）	3区域
	地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など）	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	3区域
	延長保育事業	3区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市全域
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	3区域
	一時預かり事業	3区域
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	3区域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	市全域
	妊婦健康診査事業	市全域

教育・保育の量の見込み及び確保方策

本市では、教育・保育提供区域ごとに、5年間の計画期間における教育・保育の支給認定区分に応じた量の見込みと確保方策を以下のとおり定めます。

教育・保育の支給認定とは…

教育・保育施設等を利用するために受ける認定のことで、希望する施設や子どもの年齢等に応じて3つの区分に分かれています。

【1号認定】

満3歳以上で、幼稚園もしくは認定こども園において幼児教育のみの利用を希望する子ども。

【2号認定】

満3歳以上で、保育を必要とする子ども。

この中でも幼稚園もしくは認定こども園において幼児教育を利用する子どもと、保育所もしくは認定こども園において保育を利用する子どもに分かれます。

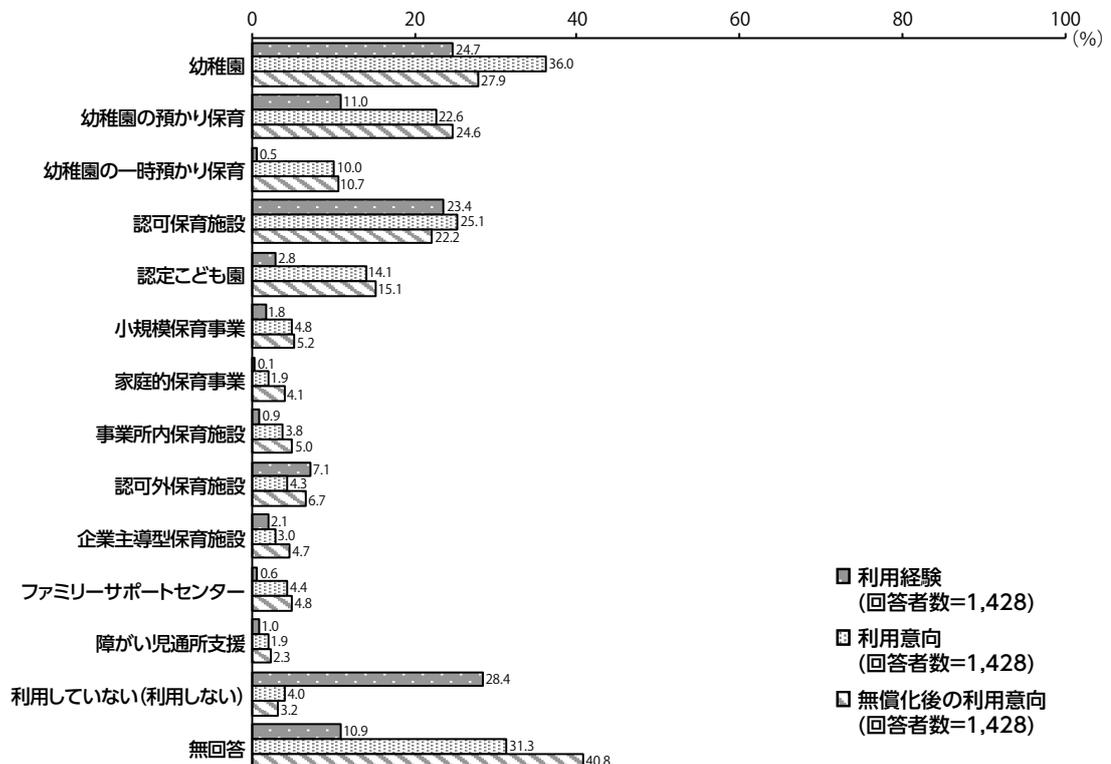
【3号認定】

満3歳未満で、保育を必要とする子ども。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査における世帯の就労状況による保育の必要性や、「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

就学前児童の保護者の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況、利用希望



資料：市民ニーズ調査（2018（平成30）年度）

【確保方策の考え方】

1号認定者及び2号認定の幼稚園利用希望者については、十分な供給体制にあることから、これ以外の2号認定者及び3号認定者については待機児童の解消に向け、計画期間内に、北部の保育施設の整備や幼児教育・保育を担う人材の確保に努め、供給量の確保を図ります。

(1) 1号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	2,729	2,656	2,626	2,609	2,609
中心部+南東部	1,442	1,393	1,363	1,362	1,376
西部	413	400	386	371	366
北部	874	863	877	876	867
確保方策…②	2,750	2,670	2,640	2,630	2,620
中心部+南東部	1,450	1,400	1,370	1,370	1,380
西部	420	400	390	380	370
北部	880	870	880	880	870
過不足(②-①)	21	14	14	21	11
中心部+南東部	8	7	7	8	4
西部	7	0	4	9	4
北部	6	7	3	4	3

(2) 2号認定（教育利用）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	2,264	2,204	2,178	2,164	2,164
中心部+南東部	1,196	1,156	1,130	1,129	1,141
西部	343	332	320	308	304
北部	725	716	728	727	719
確保方策…②	2,280	2,220	2,180	2,170	2,180
中心部+南東部	1,200	1,160	1,130	1,130	1,150
西部	350	340	320	310	310
北部	730	720	730	730	720
過不足(②-①)	16	16	2	6	16
中心部+南東部	4	4	0	1	9
西部	7	8	0	2	6
北部	5	4	2	3	1

(3) 2号認定（保育利用）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	2,906	2,828	2,796	2,778	2,778
中心部+南東部	1,535	1,483	1,451	1,450	1,465
西部	440	426	411	395	390
北部	931	919	934	933	923
確保方策…②	2,766	2,936	2,936	2,936	2,936
中心部+南東部	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
西部	482	482	482	482	482
北部	724	894	894	894	894
過不足(②-①)	▲140	108	140	158	158
中心部+南東部	25	77	109	110	95
西部	42	56	71	87	92
北部	▲207	▲25	▲40	▲39	▲29

(4) 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	444	438	431	425	417
中心部+南東部	227	224	221	218	214
西部	62	60	58	56	54
北部	155	154	152	151	149
確保方策…②	502	538	538	538	538
中心部+南東部	304	304	304	304	304
西部	81	81	81	81	81
北部	117	153	153	153	153
過不足(②-①)	58	100	107	113	121
中心部+南東部	77	80	83	86	90
西部	19	21	23	25	27
北部	▲38	▲1	1	2	4

(5) 3号認定（1・2歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	2,074	2,089	2,064	2,033	2,003
中心部+南東部	1,052	1,076	1,064	1,049	1,035
西部	296	294	285	276	267
北部	726	719	715	708	701
確保方策…②	1,979	2,130	2,130	2,130	2,130
中心部+南東部	1,208	1,208	1,208	1,208	1,208
西部	281	281	281	281	281
北部	490	641	641	641	641
過不足(②-①)	▲95	41	66	97	127
中心部+南東部	156	132	144	159	173
西部	▲15	▲13	▲4	5	14
北部	▲236	▲78	▲74	▲67	▲60

【今後の方向性】

長期的な少子化の影響や女性の社会進出の動向を踏まえながら、待機児童の解消に向け、認可保育所の整備や幼稚園から認定こども園への移行を促進し、多様な教育・保育ニーズに対応するための受入枠を確保します。

なお、供給過剰となった区域においては、公立保育所の役割を勘案しながら、その供給量について検討します。



待機児童ゼロ!

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

また、母子保健型では、コーディネーター（助産師）や保健師が、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。

【量の見込みの考え方】

基本型・特定型については、ニコニコこども館、東部・南部・北部・西部の各地域子育て支援センター、計5か所において、母子保健型については、ニコニコこども館、安積行政センター、片平行政センター、富久山行政センターの計4か所において実施します。

【確保方策の考え方】

身近な場所で相談できる利点を広く市民に周知するとともに、現状の設置数を維持し、事業を実施します。

<基本型・特定型>

(単位：施設)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	5	5	5	5	5
中心部+南東部	3	3	3	3	3
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
確保方策…②	5	5	5	5	5
中心部+南東部	3	3	3	3	3
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
中心部+南東部	0	0	0	0	0
西部	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0

<母子保健型>

(単位：施設)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	4	4	4	4	4
中心部+南東部	2	2	2	2	2
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
確保方策…②	4	4	4	4	4
中心部+南東部	2	2	2	2	2
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
中心部+南東部	0	0	0	0	0
西部	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

基本型・特定型については、現在の設置数を維持し、継続的に事業を実施します。

また、これらの拠点における支援のほか、庁内に保育サービスに関する相談に特化した「保育コンシェルジュ」を設置し、保護者が適切な保育サービスを選択できるよう情報提供・支援を行います。

母子保健型については「子育て世代包括支援センター」（通称「ニコニコサポート」）の周知と共に身近な場所で相談できる利点を生かし、妊娠・出産・子育て期において切れ目ない支援を展開します。



(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査において、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭で、認可保育所等を「18時30分以降」利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

既存の認可保育所で実施するほか、今後整備する保育所等においても実施します。

<基本型・特定型>

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み … ①	1,728	1,709	1,695	1,685	1,675
中心部+南東部	822	813	800	796	795
西部	148	145	140	136	133
北部	758	751	755	753	747
確保方策 … ②	1,740	1,730	1,700	1,700	1,690
中心部+南東部	830	820	800	800	800
西部	150	150	140	140	140
北部	760	760	760	760	750
過不足 (②-①)	12	21	5	15	15
中心部+南東部	8	7	0	4	5
西部	2	5	0	4	7
北部	2	9	5	7	3

【今後の方向性】

保護者のニーズを注視しながら、適切に受入枠を確保していきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等を利用する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用についての一部又は全額及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者が支払うべき給食費のうち、副食費相当分を助成する事業です。

【量の見込みの考え方】

特定教育・保育施設等を利用する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用を助成する対象者については、生活保護の受給を受けている特定教育・保育施設の入所児童数の実績により算出します。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者が支払うべき給食費のうち、副食費相当分を助成する対象者については、年収 360 万円未満世帯の園児の実績により算出します。

【確保方策の考え方】

量の見込みに対応するよう助成します。

<日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入等>

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	20	20	20	20	20
確保方策…②	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

<新制度に移行していない幼稚園の副食費相当分>

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	1,528	1,487	1,470	1,461	1,461
確保方策…②	1,528	1,487	1,470	1,461	1,461
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

子どもの貧困対策の一環として対象者を確実に把握し実施します。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

幼稚園・保育所等への民間事業者の参入に対する相談支援等を実施することで、多様な事業者による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、専門家による支援チームを新規参入事業者へ派遣し、支援します。

【量の見込みの考え方】

2号認定及び3号認定の量の見込みに対応する新規保育施設数とします。

【確保方策の考え方】

量の見込みに対応するよう支援します。

(単位：施設)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	3	5	0	0	0
確保方策…②	3	5	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

新規参入事業者への支援を行うことで、多様な事業者による保育所等の設置を促すとともに、円滑な保育所等の運営及び保育の質の向上を図ります。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

2019(令和元)年度の入会児童数に待機児童数を加えた人数を2019(令和元)年度のニーズ量とし、学年ごとに算出したニーズ割合を2020(令和2)年度以降の推計児童数に乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

待機児童が存在する放課後児童クラブについて、量の見込みに対応できるよう整備を進めます。

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	3,117	3,139	3,135	3,099	3,036
低学年	2,534	2,574	2,551	2,515	2,447
1年生	978	988	966	942	911
2年生	847	834	844	824	804
3年生	709	752	741	749	732
高学年	583	565	584	584	589
4年生	407	391	415	409	413
5年生	139	137	132	140	138
6年生	37	37	37	35	38
確保方策…②	3,030 (290)	3,140 (290)	3,140 (290)	3,140 (290)	3,140 (290)
過不足(②-①)	▲87	1	5	41	104

※()内の数値は、確保方策の数値のうち、子どもの放課後の居場所である「放課後地域子ども教室」において受け入れる児童数です。
本市では、放課後児童クラブと一体的に整備を進めます。

【今後の方向性】

2021(令和3)年度末の待機児童ゼロを目途に、各小学校の余裕教室や、学校敷地内の空きスペース、近隣の公共施設等の活用も含めた施設整備を進めます。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、食事の提供など必要な生活の支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

2018(平成30)年度に県中児童相談所が一時保護した人数を参考に最大利用日数の7日間を乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

量の見込みに対応できる支援体制を確保します。

(単位：人日)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	175	175	175	175	175
確保方策…②	175	175	175	175	175
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

事業の周知や施設における利用者枠の確保により、利用しやすい体制を整えます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

保健師・助産師・看護師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供を行います。

【量の見込みの考え方】

0歳児の推計児童数に、2017(平成29)年度、2018(平成30)年度の直近2年間の平均訪問率(93%)を乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

保健師・助産師・看護師の訪問を適切に行うことにより、訪問率の向上に努めます。

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	2,323	2,291	2,256	2,222	2,180
確保方策…②	2,323	2,310	2,295	2,277	2,250
過不足(②-①)	0	19	39	55	70

【今後の方向性】

訪問を通して安心して子育てできるよう不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供を行うとともに、訪問実施率の向上に努めます。

(8) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援や子どもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。

【量の見込みの考え方】

2018(平成30)年度の訪問件数実績と、2019(令和元)年度の訪問見込み数を勘案し算出します。

【確保方策の考え方】

利用者の申込みに対し適切に対応できる体制を確保します。

(単位：件)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	230	230	230	230	230
確保方策…②	230	230	230	230	230
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

虐待リスクを早期に解消するためにも、妊娠期から乳幼児期までの早い段階での家庭訪問による養育支援訪問を継続して実施します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

今後の利用見込みに各年度の推計児童数の減少率を乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

ニコニコこども館、東部・南部・北部・西部の各地域子育て支援センター、計5か所において事業を実施し量の見込みに対応する利用体制を確保します。

(単位：人日、施設)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	132,543	132,864	131,241	129,448	127,531
中心部+南東部	71,077	71,942	71,169	70,268	69,274
西部	20,797	20,545	19,925	19,324	18,723
北部	40,669	40,377	40,147	39,856	39,534
確保方策…②	5	5	5	5	5
中心部+南東部	3	3	3	3	3
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

気軽に育児相談や親同士の交流ができる場へのニーズが高いことから、子育ての悩みの解消や家庭内の養育力の向上を推進するため、今後も継続して実施します。

(10) 一時預かり事業

【事業概要】

社会参加等により一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、主として昼間に、保育所や認定こども園、幼稚園等において、子どもを一時的に預かる事業です。

幼稚園に在園する児童を対象とした「幼稚園型」と保育施設等を利用していない児童を対象とした「基本型」があります。

【量の見込みの考え方】

これまでの利用実績とニーズ調査による利用意向を勘案し算出します。

【確保方策の考え方】

民間活力の活用などにより、量の見込みに対応する定員を確保します。

<幼稚園型>

(単位：人日)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	289,464	286,008	282,889	280,367	278,686
中心部+南東部	169,084	165,626	161,407	160,136	160,543
西部	6,378	6,257	6,014	5,743	5,626
北部	114,002	114,125	115,468	114,488	112,517
確保方策…②	289,480	286,020	282,900	280,380	278,700
中心部+南東部	169,090	165,630	161,410	160,140	160,550
西部	6,380	6,260	6,020	5,750	5,630
北部	114,010	114,130	115,470	114,490	112,520
過不足(②-①)	16	12	11	13	14
中心部+南東部	6	4	3	4	7
西部	2	3	6	7	4
北部	8	5	2	2	3

<基本型>

(単位：人日)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	16,643	16,444	16,265	16,120	16,023
中心部+南東部	8,633	8,551	8,420	8,362	8,344
西部	2,031	1,981	1,917	1,853	1,816
北部	5,979	5,912	5,928	5,905	5,863
確保方策…②	16,660	16,470	16,270	16,140	16,040
中心部+南東部	8,640	8,560	8,420	8,370	8,350
西部	2,040	1,990	1,920	1,860	1,820
北部	5,980	5,920	5,930	5,910	5,870
過不足(②-①)	17	26	5	20	17
中心部+南東部	7	9	0	8	6
西部	9	9	3	7	4
北部	1	8	2	5	7

【今後の方向性】

保育施設の整備による需要の減少や保育ニーズの変化等による利用者数の推移を注視しながら、民間活力の活用により、一時預かり事業へのニーズに対応するための受入枠を確保します。

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、病気の子どもを一時的に保育する事業です。

【量の見込みの考え方】

これまでの利用実績とニーズ調査による利用意向を勘案し算出します。

【確保方策の考え方】

民間活力の活用などにより、量の見込みに対応する定員を確保します。

(単位：人日)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	3,991	3,944	3,901	3,866	3,843
中心部+南東部	2,326	2,301	2,270	2,255	2,248
西部	475	463	448	433	423
北部	1,190	1,180	1,183	1,178	1,172
確保方策…②	4,000	3,960	3,910	3,880	3,860
中心部+南東部	2,330	2,310	2,270	2,260	2,250
西部	480	470	450	440	430
北部	1,190	1,180	1,190	1,180	1,180
過不足(②-①)	9	16	9	14	17
中心部+南東部	4	9	0	5	2
西部	5	7	2	7	7
北部	0	0	7	2	8

【今後の方向性】

保育施設の整備による需要の変化を注視しながら、民間活力の活用により、病児保育事業へのニーズに対応するための受入枠を確保します。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する方（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みの考え方 】

今後の利用見込みに各年度の推計児童数の減少率を乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

量の見込みに対応する援助を行います。

(単位：人)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	3,269	3,246	3,224	3,198	3,178
確保方策…②	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
過不足(②-①)	31	54	76	102	122

【 今後の方向性 】

事業の周知や「まかせて会員」の確保により、更に利用しやすい体制を整えます。

(13) 妊婦健康診査事業

【 事業概要 】

医療機関・助産所において妊婦の健康診査を行うことで、母体や胎児の疾病の早期発見、早期治療を推進し、健康の保持増進を図る事業です。

また、妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付とあわせて15回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 量の見込みの考え方 】

0歳の推計児童数に、直近3年間の平均受診回数(12回)を乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

量の見込みに対応する受診機会を確保します。

(単位：人回)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	29,976	29,556	29,112	28,668	28,128
確保方策…②	29,976	29,556	29,112	28,668	28,128
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

早期の妊娠届出を推進することで、妊婦健康診査の受診を勧奨し、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。